

溶接施工工場殿 各位

一般財団法人発電設備技術検査協会  
認証センター

## 民間製品認証規格の改定に伴う認証移行について

民間製品認証制度をご活用いただきありがとうございます。

民間製品認証規格は、2018年3月1日より活用しやすい規格に改定されており、検査ガイドが改正され次第、適用可となります。

施工法認証や溶接士承認適用の必須化、製造頻度の少ない工場を対象とした認証制度(プロセス認証Ⅱ/製品溶接部認証Ⅱ)の創設、プロセス認証Ⅰの取得単位、下請負溶接施工工場の活用、サーベイランス間隔の延伸等について改定されています。

これに伴い、以下のとおり改定された規格への認証移行が必要になります。詳細については、新たに制定した製品認証規格改定に伴う認証移行に係わる手引き(PCG-002)をご覧ください。

認証を移行し、引続き民間製品認証制度をご活用いただけましたら幸いです。

### 1. 認証移行の対象について

溶接管理プロセス、溶接施工法及び溶接士技能の3つの認証が移行対象です。既に認証を受けている製品(溶接部)認証は移行の必要はありません。

### 2. 認証移行の期限について

民間製品認証以外の方法で取得した溶接施工法や溶接士を民間製品認証で活用する場合には移行が必要になります。移行期限は民間製品認証規格2017年版が発行された2018年3月1日から起算して5年間です。既に取得しているプロセス認証は、検査ガイドに民間製品認証規格2017年版が引用されてから5年間です。2018年9月現在、検査ガイドは経済産業省において改定作業中です。

### 3. 移行審査の受付開始時期について

認証機関は、認定機関(公益財団法人日本適合性認定協会:JAB)による移行審査を受ける必要があります。

認証機関は、JABによる移行認定を取得後に溶接施工工場の移行を認証します。

認定機関による移行審査は、2018年9月25日に受けました。年内にはJABによる移行認定を取得し、2019年1月より移行審査の受付を開始する予定です。

### 4. 溶接士・施工法の製品認証への移行について

溶接施工法の移行評価については、民間製品認証規格・附属書6の5.2項を参照してください。

溶接士の移行評価については、民間製品認証規格・附属書7の5.2項を参照してください。

国による認可証や指定検査機関による合格証も移行対象です。

### 5. 現行プロセス認証の移行について

既に取得しているプロセス認証は、民間製品認証規格2017年版のプロセス認証Ⅰに移行できます。既に取得しているプロセス認証のサーベイランス又は更新審査の機会に併せて移行審査を実施します。移行措置については、民間製品認証規格・解釈の7項を参照してください。プロセス認証Ⅱには移行できません。プロセス認証Ⅱを希望される場合にはあらためて申請してください。

改定規格に関する質疑応答は、(一社)火力原子力発電技術協会のホームページ(会員限定)において公開されています。また、検査ガイドの改正や移行審査の受付開始時期につきましては、あらためて電子メール及びホームページでお知らせします。

なお、認証移行の手順について、契約施工工場の皆様を対象に2018年11月下旬～12月上旬に説明会を開催します。説明会は、本部(東京)及び西日本支部(大阪)の2会場で計画しています。(各会場で4回、各回20名定員で、各工場2名以内のご参加をお願いいたします。)また、プロセス評価等で訪問した際には、ご希望により個別にご説明させていただきます。説明会の詳細については別途ご案内させていただきます。

ご不明な点は製品認証グループ長の橋本又は西日本支部・認証業務統括の安部までお問い合わせください。